

2011年2月15日

2011年度事業計画

1. 仲裁及び調停に係る事務の実施

スポーツ仲裁、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁、特定調停合意に基づくスポーツ調停、日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁等の事務を行う。

2. 事前相談、問合わせ案件への対応

仲裁及び調停等手続の事前相談及び問い合わせにしかるべく対応する。

3. 競技者、競技団体に対する当機構の業務説明会の開催

競技者、競技団体関係者等に対し、当機構業務の周知及び理解を図るため説明会を開催する。

4. スポーツ仲裁法研究会の開催

スポーツ仲裁・調停、ドーピング紛争仲裁、スポーツ法等に関する研究会を開催し、当機構の仲裁人・調停人候補者の資質の向上を図るとともに、この分野の関係者の知見を高めるため、研究会への一定の範囲の外部者の参加受け容れ、研究の成果の公表を行う。

5. スポーツ仲裁シンポジウムの開催

スポーツ仲裁・調停、ドーピング紛争仲裁・スポーツ法等に関する社会一般の理解を増進するためシンポジウム（2004年度以降毎年度開催しているもの）を開催する。本年度のテーマは、スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会に諮り、執行部において決定する。

6. ドーピング法制度調査研究の実施

2011年度で3年目となるがドーピング法制度調査委員会では、ドーピング防止に係る諸外国の法制度の調査研究を行い、最終的に研究の報告書を取りまとめる予定である。

7. 人材育成

将来のスポーツ仲裁・調停を担う人材育成のため、しかるべき人材を選び、当機構において研修を積ませるとともに、海外のスポーツ仲裁機関等に派遣して研修を行わせる。

8. 情報交換

諸外国におけるスポーツ仲裁機関との継続的な情報交換を行い、諸外国スポーツ仲裁機関との連携を強める。

9. 文献収集、公表

スポーツ仲裁・調停、ドーピング仲裁、スポーツ関連法等に関する内外の文献を収集するとともに、文献リスト等の情報を当機構のホームページ等を通じて公表する。

10. その他

機構のその他の事業のうち、必要と認められるものを行う。

以上